地域経済・社会の発展を支える人材育成を担う
高校・大学等の機能強化について

【ポイント】

○　高校等について、地元の企業・大学等の人材の活用や遠隔授業の充実・強化など、地域資源を活用した学びや多様な学習ニーズに対応する場合に必要となる教員の加配定数を新設すること。

○　教員の資質・能力の向上も重要であり、各都道府県が実施する教員の資質・能力向上の取組に対し、国としても支援を行うこと。

○　高等学校等の DX 加速化のための取組を実施すること。

○　大学・高専について、理工農・デジタル分野の人材育成強化や文理分断からの脱却、公立高専の設置促進等の構造改革に取り組むとともに、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充等により、地域経済・社会のイノベーションを支える大学の機能強化を図ること。また、産学官連携によるリ・スキリングの充実に一層取り組むこと。

○　エッセンシャルワーカーをはじめとした地域に必要な人材の育成・確保や地域への定着を進めるため、地方大学への支援や専門学校の教育の質の高度化、「地域構想推進プラットフォーム」による各地域の産学官の協働の取組、地域の高等教育機関へのアクセス確保の取組等を一層充実させること。また、18 歳人口の減少に伴う、大学数や定員の適正化の議論に際しては、機械的に選別するのではなく、地域ごとに異なる高等教育機関の収容力状況等を勘案し、地域における高等教育機関へのアクセス確保の観点に十分に留意をしながら議論を進めること。

○　国立大学法人等のキャンパスについて、産学官等の地域の多様なステークホルダーが共創する拠点（イノベーション・コモンズ）の実装化を図るとともに、耐災害性の強化など防災拠点の実現を図るため、基盤的経費である施設整備補助金の拡充を図り、計画的整備を支援すること。

○　「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」について、審査基準を明確にするとともに、改革先導拠点に対する教職員の加配を新設するなど、改革に伴う業務増加や多様な教育ニーズに対応できる制度整備を進めること。また、大規模な施設整備や設備更新が想定される中、３年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれがあることから、事業期間の延長を検討すること。

○　高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえて都道府県が策定する実行計画に位置付けた取組を確実に推進できるよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において必要かつ安定的な財源を確保し、令和９年度から「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援として、地方に負担を求めない仕組みを構築すること。また、各自治体の学校数や地理的条件などを踏まえた配分を行うとともに、各自治体が地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を行うこと。

○　高校教育改革に係る制度の全体像と詳細について、早期に情報提供を行うこと。特に、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象経費や事業期間等の制度の詳細については、今年度に策定する都道府県の「高等学校教育改革実行計画」に反映させる必要があることから早急に提示すること。

２月 13 日に公表された高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）において、2040 年の社会を見据え、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域経済・社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的な不足や、いわゆる理系人材・デジタル人材の不足への対策が必要であることが指摘されている。

また、人口減少社会の中でさらなる急激な少子化、地方における教育機会の減少から生じる懸念への対策も喫緊の課題である。

このため、地域における人材育成等の役割を果たしている高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保については、今後も長期的かつ継続的な支援が必要である。

加えて、各地域における高等教育へのアクセス確保等も課題となってくるが、大学をはじめとする高等教育機関は地域における「知と人材の集積拠点」であり、地域の将来を担う人材輩出や産業創出といった地方創生の観点からも、地方大学への支援や専門学校の質の高度化が特に重要となる。

また、いわゆる高校無償化の影響等により、公立高校を取り巻く環境が大きく変化する中、高校教育改革の実現は一刻を争うものである。未来を担う若い世代にとって、高校がより魅力的な教育の場となり、希望する学びが実現できるよう、質の高い公教育の再生に向けた早急な取組が必要であり、都道府県による学校、地域、生徒の実情に応じた創意工夫ある取組・成果を広げ、高校教育全体の大変革につなげるためには、国において、新たな交付金等による財政支援の仕組みを構築するなど、地域社会の需

要に応じた将来を担う人材育成に取り組む都道府県への十分な支援が必要である。

一方で、「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」において、「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の対象となる取組を、今年度中に策定する都道府県実行計画で具現化するよう求められる中、財政支援の方法や制度の詳細など事業の全体像が未だ示されず、どのような計画を策定していくべきかの判断が困難な状況となっている。

また、こうした中で行われた「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」における改革先導拠点の申請・採択については、準備期間が短く、採択審査基準等も不明確であるなど、都道府県に多大な負担が生じている上、採択率が4割程度に留まり、すべての拠点が不採択となった自治体や1件の採択に留まった自治体も多数存在するなどの課題を抱えている。

こうした状況を踏まえると、今後、高校教育改革を推進するに当たっては、都道府県と十分な協議を行い、地域の実情や考え方を十分に反映した上で、丁寧に進めていく必要がある。

このように強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成するためには、産業構造・社会構造の変化を踏まえ、高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革が必要であり、地域経済・社会の発展を支える人材育成を担う高校・大学等の一層の機能強化を図るため、以下の事項について提言する。

- 高校等（高等学校、中等教育学校（後期課程)、特別支援学校（高等部))について、地元の企業や大学等の人材の活用や遠隔授業の充実・強化など、地域資源を活用した学びや多様な学習ニーズに対応する場合に必要となる教員の加配定数を新設すること。
- 教員の資質・能力の向上も重要であり、各都道府県が実施する教員の資質・能力向上の取組に対し、国としても支援を行うこと。
- 高等学校等のDX加速化のための取組を実施すること。
- 大学・高専について、理工農・デジタル分野の人材育成強化や文理分断からの脱却、公立高専の設置促進等の構造改革に取り組むとともに、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充等により、人材育成のみならず地域経済・社会のイノベーションを支える国立大学や公立大学、私立大学の機能強化を図ること。また、産学官連携によるリ・スキリングの充実に一層取り組むこと。
- エッセンシャルワーカーをはじめとした地域に必要な人材の育成・確保や地域への定着を進めるため、地方大学への支援や専門学校の教育の質の高度化、「地域構想推進プラットフォーム」による各地域の産学官の協働の取組、地域の高等教育機関へのアクセス確保の取組等を一層充実させること。また、地域の高等教育へのアクセス確保の観点から、国

立大学の授業料標準額については拙速な引き上げを行わないことはもとより、地域の実情を踏まえて国立大学の定員管理を弾力的に運用すること。あわせて、高等教育の修学支援新制度の拡充を図るとともに、その財源については国が責任をもって確保すること。

- 18 歳人口の減少に伴う、大学数や定員の適正化の議論に際しては、機械的に選別するのではなく、地域ごとに異なる高等教育機関の収容力状況等を勘案し、地域における高等教育機関へのアクセス確保の観点に十分に留意をしながら議論を進めること。
- 知と人材の集積拠点である国立大学法人等において、産学官等の多様なステークホルダーが共創し、地域課題の解決や地域産業の振興等を実現するため、キャンパス全体において「共創拠点（イノベーション・コモンズ)」を実装化するとともに、大規模自然災害の発生時における地域の防災拠点の実現を図るべく、基盤的経費である施設整備費補助金を拡充し、各国立大学法人等における計画的な施設整備を支援すること。
- 高校教育改革の推進に当たっては、制度設計や事業内容の検討段階から都道府県と十分に協議を行うとともに、都道府県において必要な検討期間を確保するなど、地域の実情や課題等を踏まえながら丁寧に進めること。また、文部科学省のみならず、関係省庁が連携して高校教育改革に取り組み、多方面からの支援策を講じられる体制を整えること。
- 「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」について、審査基準を明確にするとともに、改革先導拠点に対する教職員の加配を新設するなど、改革に伴う業務増加や多様な教育ニーズに対応できる制度整備を進めること。また、大規模な施設整備や設備更新が想定される中、3 年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれがあることから、事業期間の延長を検討すること。
- 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえて都道府県が策定する実行計画に位置付けた取組を確実に推進できるよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において必要かつ安定的な財源を確保し、令和 9 年度から「高等学校教育改革交付金（仮称)」等による長期的な支援として、地方に負担を求めない仕組みを構築すること。また、各自治体の学校数や地理的条件などを踏まえた配分を行うとともに、各自治体が地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を行うこと。
- 「高等学校教育改革交付金（仮称)」等の支援対象は、基金事業終了後の継続的な経費や協力校に係る経費も対象とするとともに、改革先導拠点の取組に準じ、ハード・ソフト両面とし、高校教育改革の実現に向けた取組のみならず、老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調をはじめとする更なる教育環境の改善などのほか、教育改革を進めるための教職員の加配や必要な外部人材の配置に係る経費等も対象に含めること。また、物価・人件費の高騰等の経費上昇にも対応できるものとなるよう

検討すること。

・　高校教育改革に係る制度の全体像と詳細について、早期に情報提供を行うこと。特に、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象経費や事業期間等の制度の詳細については、今年度に策定する都道府県の「高等学校教育改革実行計画」に反映させる必要があることから早急に提示すること。

・　これらのほか、高等学校教育改革等事業債について、事業内容の拡充や事業期間の延長等を検討するとともに、企業・大学等が継続的・安定的に高校教育改革に協力できるよう、財政上・税制上のインセンティブを検討すること。

・　以上の人材育成に関する取組については、「新たな投資枠」を活用するなど、既存の予算の枠組みにとらわれることなく、予算を確実に確保して集中的な投資を行うこと。

令和８年８月 17 日

全　国　知　事　会